

練馬区まちづくり条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(適用除外)</p> <p>第139条 つぎに掲げる開発事業については、第5章第2節から第13節までの規定（第2号に規定する開発事業については、第51条を除く。）は、適用しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>建築基準法第85条第5項および第6項</u>の規定による仮設建築物の建築</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>付 則 [略]</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第139条 つぎに掲げる開発事業については、第5章第2節から第13節までの規定（第2号に規定する開発事業については、第51条を除く。）は、適用しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>建築基準法第85条第6項および第7項</u>の規定による仮設建築物の建築</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>付 則 [略]</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>